

令和6年2月21日開会

令和6年2月21日閉会

第782回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 8 2 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 8 2 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を 令 和 6 年 2 月 2 1 日 湯 川 村 役 場 に 召 集 し た。

1. 出席農業委員（7人）・出席推進委員（7人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠 一 郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
7 番	中 島 仁	9 番	鈴 木 明 美
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

2. 欠席農業委員（1人）・欠席推進委員（0人）

8 番 高 木 伸 也

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 石 田 弘 恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 5 号 農用地利用配分計画（案）の検討について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。例年の 2 月は吹雪いているような状態ですが、今年
は、桜が咲いたという報道も出ています。2 月は、農政部会、農地部会、農
地相談会、現地調査と色々と忙しかったと思いますが、有意義な会議が出来
たと思っています。機会がありましたら、また勉強会を開催出来れば良いと
考えております。本日の出席状況でございますが、農業委員については、8
番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは、
9 番委員より遅参する旨の報告を受けております。農業委員 8 名中 7 名出席
しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 782 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思っております。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に4番委員と5番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第3号を朗読。続けて3ページを説明。

整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては、所有権移転です。譲渡人については、■■■■にお住いの■■■■さん。譲受人は、■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■、■■■■の2筆ありまして、合計面積■■■■㎡です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。

申請農地は、譲渡人の父が亡くなり譲渡人が相続されましたが、畑を処分したい意向であり現在畑を貸している方へ売りたいとのことであり申請に至ったものです。譲受人は、認定農業者であり、常時農作業に従事しております。譲受人の経営面積は■■■■㎡でございまして、経営農地すべてを耕作しております。また、農業機械については、トラクター2台、田植機1台、コンバイン2台、耕運機3台を所有しております。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、5ページに公図を添付しており赤色で塗られている部分でございまして。

続きまして、整理番号2番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、■■■■にお住いの■■■■さんと■■■■にお住いの■■■■さんでお二人は姉妹であります。譲受人は、■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■字■■■■と■■■■の2筆ありまして、2筆合計の面積■■■■㎡です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。

この申請農地は、土地所有者が、相続した時点から農地及び宅地全てを処分したい意向を示しており、利用権設定の期間があったため、期間満了まではそのまま貸借しておりましたが、今回利用権設定の期間が満了するにあたり、土地所有者が、どうしても今回、早急に売りたい意向を示され、利用権設定をされていた耕作の方と売買の協議がなされましたが、田を購入する意向はないとのことでした。■■■■集落の認定農業者等に購入を希望する方がいなかったため

隣接集落にお住いの、■■■■の地区内で田を所有し耕作している譲受人に打診があり今回の申請に至ったものです。譲受人は、専業農家であり、常時農作業に従事しております。譲受人の経営面積は■■■■㎡でございます、経営農地すべてを耕作しております。また、農業機械については、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。申請地の場所につきましては、7ページに位置図、8、9ページに公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。

議案第3号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

- 議長 只今の事務局説明に関連して担当の委員からの報告をお願いします。
- 13 番委員 整理番号1番の農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)
- 議長 続きまして、整理番号2番につきましては、10番委員にお願いいたします。
- 10 番委員 整理番号2番の農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。
- 2 番委員 整理番号1番について、畑の売買ですが対価が高いと思うのですが、どのようになっていますか。
- 事務局 対価については、両者間の協議で決定しており、法的にも関与できない部分でございます。譲渡人の方は処分したい意向が強かったのも、無償であっても良かったのかもしれませんが、譲受人が無償ではな。とのことで2筆合計で■■■■円となっております。
- 15 番委員 整理番号2番について、譲受人の貸付地については、■■■■集落ですので集積集約化の関係で貸付ているのでしょうか。
- 事務局 ■■■■集落の集積の関係で中間管理機構に貸し付けている田もあります。その他に■■■■集落に一部田があり作業効率が良くないので、近くを耕作している方に貸し付けている状況もあります。今回の譲受人だけではなく、国が推進しているように、今後ますます中間管理事業による集積が進んで、自己所有の田も作業効率を考え、近くの耕作者に1部を貸し付けていくことが増えていくと思われま。今回、基盤法及び機構法により貸付地がありますが、農地法3条の不許可の基準に合致しない旨は、福島県農業会議に確認しております。
- 14 番委員 整理番号1番の売買の現地調査の報告書の中で⑥に記載がありましたので、何か問題があったということでしょうか。
- 事務局 そうではなく、前回の売買の時に経営農地の管理状況について、意見がありました。今回の申請があった時点で、委員の方から、水路敷の草刈り等の状況から、不安材料があったので、現地調査でお会いする機会がありましたの

で、まめに草刈りを行って頂くように念押しした形です。不許可基準にある農地のすべてについて効率的に利用して耕作すると認められるかどうか。の部分には、遊休農地でもありませんし、該当しないと考えます。

15 番委員 現地調査に同行しましたので補足説明させてください。今回の申請農地に水路がありまして、その水路は■■■と■■■に用水として流れている水路なんです。堀さらい等について私からもやってねとお話しました。下の方に水が好循環しない状況になりますので、お話した経過があります。

14 番委員 了解しました。

議 長 他に質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

13 番委員 議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第3号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第4号、農用地利用集積計画の決定（利用権設定）について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、10ページをお開きください。議案第4号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議案書10ページにより朗読。今回の案件は、新規が2件、再設定が8件、合計10件であります。11ページから20ページまで内容を朗読。最後に旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えを述べた。

議 長 続きまして、本案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

6 番委員 整理番号7番、8番についてですが、7番と8番の貸付人は親子であります。10aあたり■■■円となっておりますが、貸付人と借受人は縁故関係にあるため高い価格設定となっております。貸付人は、低くして良いよ。とのことでしたが、借受人の方でこの価格でやらせてくれとのことでした。

議 長 これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

15 番委員 議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているもので、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより、議案第 4 号農用地利用集積計画の決定についてを採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 5 号、農用地利用配分計画案の検討についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 農用地配分計画案を朗読。今回の案件は、2 地区で 3 件であります。すでに中間管理機構に貸し付けている農地でありまして、借受人が代わることにより再配分でございます。23 ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

それでは、内容について説明いたします。24 ページをお開き願います。

■地区の農地でありまして、土地所有者が■集落の■さんで、■集落の■さんが借り受けておりましたが、借受人より解約したい旨の申し出がありましたので、残りの期間を新たな方に貸し付ける案件であります。新たな譲受人には、現在■さんの田を公社から借り受けており、今回の農地に隣接している田を耕作されている■集落の■さんに 4 筆貸し付けるものでございます。借受人の農業経営の状況については、記載あるとおりでございます。認定農業者でもあり、公社から借り受けを希望している方です。23 ページにあります貸付相手に関する要件の 2 の(1)の要件も認められます。大字■字■については、近くの田を耕作しております■に今回配分するものでございます。■の農業経営の状況については、下に記載あるとおりでございます。認定農業者でもあり、公社から借り受けを希望している方です。23 ページにあります貸付相手に関する要件の 2 の(1)の要件も認められます。

続きまして、25 ページに移ります。こちらは、■地区の農地でありまして、土地所有者が■集落の■さんと同じく■集落の■さんです。■集落の■さんが借り受けておりましたが、借受人の■さんがお亡くなりになられまして、奥様から解約したい旨の申し出がありましたので、残りの期間を新たな方に貸し付ける案件であります。大字■字■の田の近くを耕作されている■さんに今回配分しております。■さんは、

認定農業者であり公社から借り受けを希望している方で、現在■■■■さんの田を公社から借り受けております。借り受け人の■■■■さんの農業経営の状況については、下に記載あるとおりでございまして、23 ページにあります貸付相手に関する要件の2の(1)の要件も認められます。今回の再配分については、適当と考えます。説明は以上です。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第5号、農用地利用配分計画案の検討についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第5号、農用地利用配分計画案の検討についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第782回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第3号 原案のとおり決定

議案第4号 原案のとおり決定

議案第5号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和6年2月21日午前10時13分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年3月21日

湯川村農業委員会

会 長

4 番 委 員

5 番 委 員